

## 序

専修大学法学研究所紀要47号『民事法の諸問題XVI』を公刊するにあたり、玉稿をお寄せいただいた、澤山裕文所員、小川恵所員、大澤逸平所員に心より御礼を申し上げます。また、大澤所員には今号の編集の労も執っていただき、重ねて御礼を申し上げます。

また、法学部の小林弘和所員、平田和一所員、法科大学院の寺島秀昭所員、国際コミュニケーション学部の柴田隆所員には、これまでの法学研究所に対するご貢献・ご尽力に厚く御礼を申し上げるとともに、今後とも本研究所の活動にご支援・ご協力いただくことをお願い申し上げます。

大学が研究とそれに裏打ちされた教育を行う機関であることはいうまでもない。このため大学で研究をする者にとって、学問の自由は十分に保障されなければならない。学問の自由は、国家権力による弾圧や恣意的な介入を受けることなく、研究者が研究を遂行し、その成果を発表する自由である。そして、大学において学問の自由を確実なものとするために、大学の自治が保障されている。そうであれば、大学の自治の内容といえる、研究者たる教員人事や、研究内容および教育内容の決定等は、その自治の担い手に委ねられるべきものである。

滝川事件や天皇機関説事件のような国家による研究への弾圧は、今や考えにくいかもしれない。しかし、大学における研究環境を脅かすものは、それだけではない。大学を対象とする昨今の「改革」は、大学内部の組織のあり方に関して法令に基づく要求も多く、学問の自由や大学の自治と緊張関係に立つものがありうる。例えば、ガバナンス改革の一環として学長のリーダーシップを確立するために講じられてきた施策について言えば、教員人事に関

する学長の権限の拡大や教授会の位置づけの変更など、各大学における実際の運用を検証しなければならないものがあると思われる。

昨今、世間の耳目を集めたものは、文部科学省の有識者会議「学校法人ガバナンス改革会議」が2021年12月3日に出した最終報告書である。この報告書は、私立学校のガバナンス改革とそのためのもろ具体策を盛り込んでいる。すなわち、大学教職員を除く外部の委員からなる評議員会が、理事の選任・解任や予算・決算、合併や解散などの学校法人の業務の基本方針を決定する、最高監督・議決機関である。そして、理事会は業務を執行する役割を担い、評議員会や監事、会計監査人は監視・監督の役割を担うという。この報告書のスタンスは、「強固なガバナンスなくして教学の自治なし」(最終報告書5頁)である。

ガバナンスが教学の自治に必要であるとしても、改革会議が示したガバナンス体制では、私学の持つ独自性まで没却しかねない。それだけに私立大学等の反発を招き、この「序」の執筆時点では、法改正により私学に対してどのようなガバナンス体制の構築が要求されるかは定かでない。しかし、この最終報告書のような発想は、外部たる民間企業等の論理で大学を運営する可能性があるものであって、このことは大学における研究活動にも大きな影響を与えかねない。自由な研究活動の成果を自由に発表することができる環境を維持するためには、これからも私たち大学人の不断の努力が必要である。

2021年12月20日

専修大学法学研究所所長 榎 透